

意見書案第4号

地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書について

地方自治法第99条の規定により、総務大臣に対し、地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関し、別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年12月15日提出

蒲郡市議会議員

廣	中	昇	平
牧	野	泰	広
伴		捷	文
稻	吉	郭	哲
竹	内	滋	泰
伊	藤	勝	美
大	竹	利	信

提案理由

地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関し、総務大臣に要請するため提案する。

地方公共団体金融機構納付金制度の廃止に関する意見書

モーター ボート 競走事業 施行者は 厳しい 経営環境 の下、より健全な モーター ボート 競走事業 の 経営 を 目指し、 ファン サービス の 向上 は もとより、 各種 業務 の 効率化 による 開催 経費 の 削減 等、 諸 施策 を 積極的 に 推進 して き た ところ で あるが、 平成 3 年度 の 2 兆 2 千億円 の 売上 を ピーク に 大幅 に 減り 続け、 近年 では、 ピーク 時 の 約 4 割、 9 千億円 まで 減少 して おり、 繰出金 の 額 が 大幅 に 減少 し、 繰出金 を 出せ ない 団体 も 多い 状況 で ある。 また 本年 4 月 から は 消費税 が 8 % に 引き上げ られ、 今後 更なる 消費税 増税 が 示唆 さ れ て いる こと から、 本来 の 法目的 で ある 施行者 の 地方財政 へ の 寄与 と い う 事業 の 存立 根拠 も 危うい 状態 と な り、 競走事業 の 存廃 問題 に 繋がる 恐れ が ある。

地方公共団体金融機構への 納付金制度 について は、 昭和 45 年度 に 創設 さ れた もの の で あるが、 これ は、 当時、 公営競技 の 収益 が 著しい 増加 を 示し、 公営競技 を 実施 する 施行団体 と 非 施行団体 との 行政水準・財政力 の 不均衡 が 問題 と なったため、 公営競技 収益 の 均てん化 を 目的 に、 10 年間 の 時限措置 として 導入 さ れた もの で あるが、 その後、 累次 に わたり 期限 が 延長 さ れ て いる。

モーター ボート 競走事業 施行者が、 今まで に 地方公共団体金融機構 に 納付 した 金額 は、 約 5 千百億円、 他の 公営競技 施行者 の もの を 含めた 地方公共団体健全化基金 積立 金額 は、 約 9 千億円 以上 と 膨大 な 金額 に のぼり、 十分 に 所期 の 目的 は 達せ られた と 考え て いる。

よって、 国 におかれ て は 下記 の 事項 を 実現 さ れる よう 強く 要望 す る。

記

地方公共団体金融機構 納付金制度 を 廃止 す る こと。

以上、 地方自治法 第 99 条 の 規定 に より 意見書 を 提出 す る。

平成 26 年 12 月 15 日

蒲郡市議会

総務大臣 あて